

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

令和 6 年 1 2 月 3 日

長与町長 吉 田 慎 一

## 専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

### 1 和解及び損害賠償の相手方

(1) 住所：長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷

(2) 氏名：

### 2 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和 6 年 4 月 23 日 午前 10 時 40 分頃

(2) 事故発生場所

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1 先路上

(3) 事故の概要

上記事故発生年月日において、町会計年度任用職員が、公用車で役場駐車場出入口から、長与中央橋を走行するため、町道に進入し、左折しようとしたところ、町道の右側で停車している車の 2 台後方から、センターラインを越え、直進してきた相手方車両と衝突したものの。

### 3 和解の要旨

(1) 長与町は、本件事故で負傷した相手方に対し、4 の額の損害賠償金の支払義務があることを認める。

(2) 長与町及び相手方は、本件に関し、(1) の損害賠償の支払義務のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

### 4 損害賠償の額

162,911 円

令和 6 年 10 月 4 日

長与町長 吉田 慎

